

町 長	助 役	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・打合せ ・協 議	文書番号	国民保護 882
		決裁期日	平成18年 7月25日
名 称	平成18年度第1回上富良野町国民保護協議会		
日 時	平成18年7月24日(月) 午後2時～3時		
場 所	上富良野町役場 3階 第2会議室		
出席者	別紙のとおり 会長及び委員 17名(内1名代理) 傍聴者 6名 事務局 佐藤総務課長、北向総務班主幹、谷総務班主事		
内 容	尾岸町長から出席委員に任命辞令書(任期：平成18年4月1日～平成20年3月31日)が交付され、続いて協議会会長(尾岸町長)から国民保護協議会設置及任務に関する概要説明を加えた挨拶が行われた。		
	以降上富良野町国民保護協議会条例第4条第1項に基づき、会長が議長となり以下の通り議事が進められた。		
	議事		
	(1) 上富良野町国民保護協議会の設置について(資料4参照)		
	【議案説明】事務局：資料4により上富良野町国民保護協議会の設置について説明が行われた。		
	【質疑・応答】 なし		
	(2) 上富良野町国民保護協議会運営規程について(資料3参照)		
	【議案説明】事務局：資料3により上富良野町国民保護協議会運営規程(案)の提案趣旨説明が行われた。		
	【質疑・応答】 なし		
	【会長採決】会長：提案の運営規程を案のとおり決定し、施行することについて採決する。		
	【採決結果】出席委員(代理者を除く)16名：全員異議なし。		
	【決定施行】会長：上富良野町国民保護協議会運営規程を決定し、本日平成18年7月24日をもって施行する。		
	(3) 上富良野町国民保護計画について(諮問)(資料5参照)		
	【議案説明】事務局：資料5に基づき、上富良野町長 尾岸孝雄 から 上富良野町		

内 容	国民保護協議会会長 尾岸孝雄 に上富良野町国民保護計画作成に係る諮問が行われていることが報告された。
	【質疑・応答】 な し
	(4) 上富良野町国民保護計画作成方針について
	計画作成スケジュール(案) (資料6参照)
	計画作成に係る法令等の規定と考え方(資料7参照)
	計画の大綱 (資料8参照)
	【議案説明】事務局：上富良野町国民保護計画作成に係る答申(予定：平成18年11月上旬)に至るスケジュール案、法令等の規定と考え方、計画の大綱について、資料6～8に基づいて説明が行われた。
	【質疑・応答】 な し
	【採決】会長：事務局説明の内容で、本協議会において答申するよう取り進めることについて意義はないか。
	【採決結果】出席委員(代理者を含む)17名：全員異議なし。
	【議長確認】会長：提案の内容で、計画作成作業を進めるので、委員のご協力をお願いする。
	(5) 上富良野町国民保護計画(素案)の協議について
	別添：「市町村国民保護計画対比表」参照
	【議案説明】事務局：議案に添付してある上富良野町国民保護計画(素案)は、北海道が作成したモデル計画に基づき、上富良野町が作成した計画素案を諮問書に添付されてきたものである。当協議会において、審議、精査いただき、上富良野町長への答申書に上富良野町国民保護計画(案)として添付することになる。
	内容については膨大量になることから、本日会議内での審議、精査が困難であるため、持帰りいただき、電話・FAX・電子メール等の伝達手段によりご意見をいただくこととしたい。また、必要に応じて条例第5条に基づく幹事会を開催することについて了承いただきたい。なお、意見集約や情報発信収受に当たって、連絡窓口又は担当者を指定いただくよう考えており、後日お問合せするので対応をお願いしたい。
	【質疑・応答】 な し
	【議長確認】会長：質疑・意見がないようなので、事務局説明の方法により進めるととする。
	閉会宣言
	議長：以上を以って第1回上富良野町国民保護協議会を終了する。